

一般社団法人埼玉県山岳・スポーツクライミング協会

不服審査規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人埼玉県山岳・スポーツクライミング協会(以下「本協会」という。)が、不服審査に関する手続き及び不服審査会について定めることを目的とする。

(不服審査会)

第2条 本協会は、処分規程第6条第5項に定める不服審査の申立てを受けた場合には、速やかに不服審査会を設置する。

2 不服審査会に、次の委員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 委員 若干名

3 委員長は、本協会の理事会において指名し、本協会会長が任命する。

4 委員は、コンプライアンス委員会委員並びに本協会の内外を問わず学識経験者から任命する。

5 当該事案に利害関係を有する者は委員となることができない。

(不服審査手続き)

第3条 処分規程第6条第5項の不服申立てをする者は、事実と相違する等の申立て理由を記した文書を提出し、5万円(税別)を本協会に納めなければならない。

2 前項の申立てに対し、不服審査会は、審査をした上、答申書を理事会に提出しなければならない。

3 前項の答申を受けた理事会は、不服審査会の答申を尊重し、不服申立てに対する審査をした上、不服申立てに理由がある場合には不処分も含めた新たな処分を決定し、不服申立てに理由がない場合又は不服申立ての要件を欠く場合等には棄却又は却下の決定をしなければならない。

(改正)

第4条 本規程は、理事会の議決により変更することができる。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日より施行する。